

## 交通誘導システム等を活用する場合の費用計上の方法

交通誘導警備員の就業者不足等により、地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が困難な状況が見受けられていることから、交通誘導警備員の代替として映像解析AIによる交通誘導システムなど（以下、交通誘導システム等）を活用する場合の費用計上について、必要事項を定める。

### 1 対象工事

土木工事標準積算基準書を適用する工事であって、交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な工事を対象とする。

### 2 実施方法

受注者は、複数社から徴収した交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこととする。

### 3 関係機関との協議

通行規制に交通誘導システム等を使用する場合は、警察署への道路使用許可申請において、使用する交通誘導システム等及び交通誘導警備員の配置等について、許可を得ること。

### 4 積算方法

(1) 交通誘導システム等の費用は、共通仮設費（安全費）に見積による価格を積み上げ計上する。

(2) 工事用信号機等の共通仮設费率分に含まれる安全施設の代替として交通誘導システム等を採用する場合は、交通誘導システム等の見積額から代替となる安全施設の見積額を控除した費用を共通仮設費（安全費）に積み上げ計上する。

(3) 交通誘導システム等費用の見積りにあたっては、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の諸経費並びに消費税等相当額は含まない価格とすること。リース品の場合には、当該工事における設置期間分のリース費用を対象とし、購入品の場合には、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を対象とする。

なお、代替となる安全施設費用の見積りにについても同様とする。

### 5 適用年月日

令和8年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

ただし、これ以前に公告又は指名通知された工事における適用を妨げない。